

恵那市選挙管理委員会告示 第3号

有効署名の総数について

地方自治法第75条第6項において準用する同法第74条の2第2項の規定により、令和6年1月26日から令和6年2月1日までの7日間、恵那市事務監査請求者署名簿を関係人の縦覧に供したところ異議の申出がなかったため、署名の効力が確定した結果、有効署名の総数は次のとおりである。

令和6年2月2日

恵那市選挙管理委員会委員長 樋田 千浪

1 有効署名の総数 2, 666